

住宅借入金等特別控除の 確定申告について

平成25年中に住宅を新築・購入・増改築をして、金融機関や勤務先から借り入れた住宅ローンの返済期間が10年以上である等、一定の要件にあてはまれば「住宅借入金等特別控除」を受けられることができ、所得税が軽減されます。この特別控除を受けるには、新築し、居住を開始した翌年に所得税の確定申告をする必要があります。

●確定申告の場所・期間

○マロニエプラザ申告相談会場

▼期間 2月14日(金)～3月

17日(月)の平日、及び2月

23日(日)・3月2日(日)

▼時間 午前9時～午後4時

○上三川町役場(3階申告会場)

▼期間 2月17日(月)～3月

17日(月)の平日、及び2月

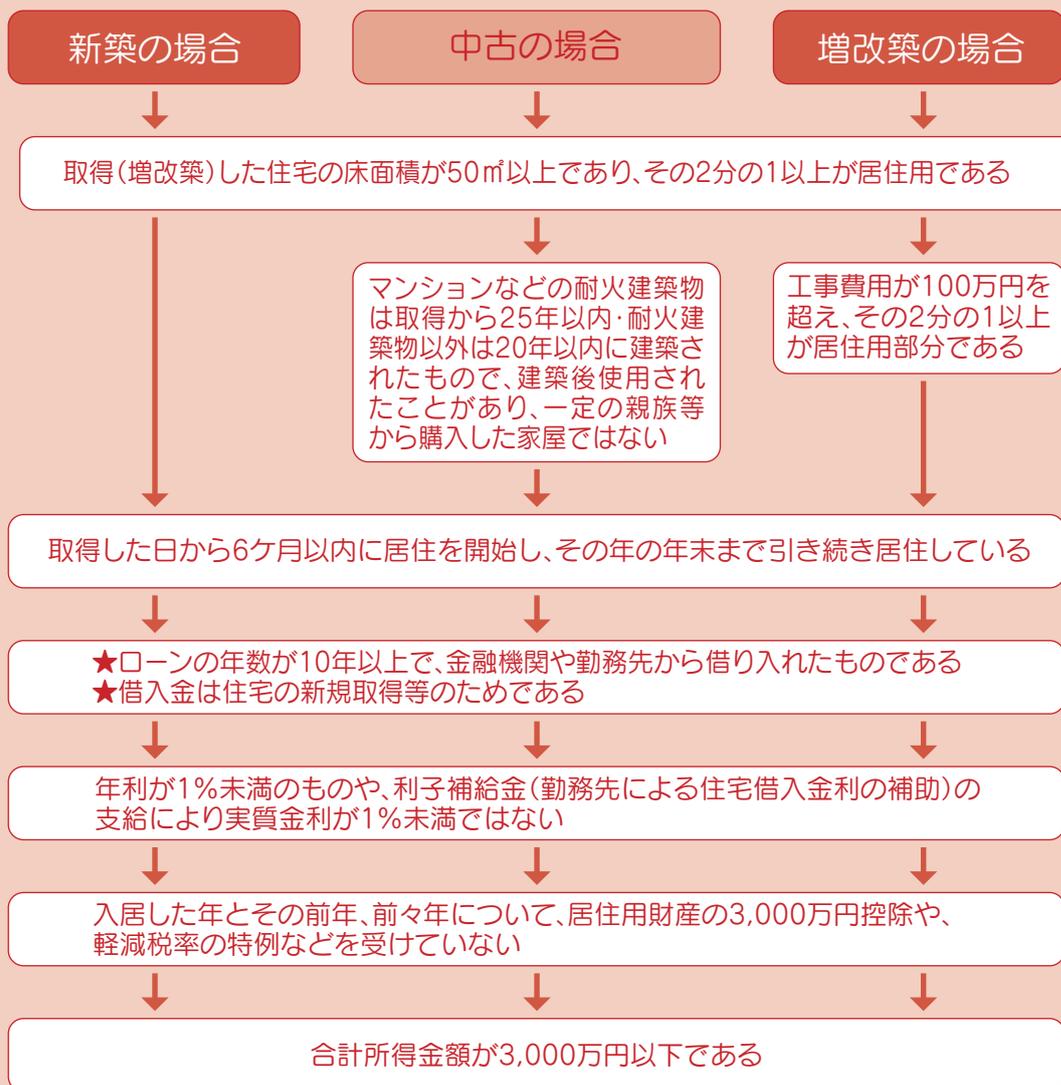
23日(日)・3月8日(土)

▼時間 午前8時30分～午前

11時、午後1時～午後4時

チェック表

～住宅借入金等特別控除を受けられるか～



※上記すべてにあてはまれば、住宅借入金等特別控除を受けられます。

●申告に必要な書類等

①平成25年分の給与の源泉徴収票(原本)
②住民票の写し(平成26年1月1日以降に発行したもの)

③住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書(2か所以上から借入れがある場合はすべての証明書)

④工事請負契約書又は売買契約書の写し(契約年月日・契約金額・契約者名・物件記載のページと収入印紙が添付してあるページが必要です)

⑤宇都宮法務局交付の最新の家屋の「登記事項証明書」(平成26年1月1日以降に取得したもの)
※権利証(登記済証)は登記事項証明書ではありません。

⑥印かん

⑦申告者名義の預金通帳口座番号
住宅敷地等の取得にかかる借入金がある場合

⑧宇都宮法務局交付の土地の「登記事項証明書」・土地の売買契約書の写し
増改築などの場合

⑨建築確認済証の写し、検査済証の写し、又は建築士等から交付を受けた増改築等工事証明書

※①～⑦は皆さん必要です。⑧、⑨は該当する場合に必要です。

▼問い合わせ先

税務課 住民税係 ☎(56)9122

公的年金収入がある方の申告について(注意点)

高齢者の負担軽減のため、公的年金等(厚生年金、国民年金、共済年金等)の収入が、年400万円以下(複数の年金を受給している場合はその合計額)で、かつ、それ以外の所得が20万以下であれば、所得税の申告が不要になりました。(住民税の申告は、公的年金以外の額が20万以下の場合でも申告が必要になります。)

年金受給者には、1月に日本年金機構等から「公的年金等の源泉徴収票」が届きます。25年中の年金支給額が平成26年1月1日現在で65歳未満の方は108万円以下、65歳以上の方は158万円以下なら、所得税の源泉徴収はありません。

また、町県民税については、収入が公的年金のみで、25年中の年金支給額が65歳未満の方は98万円以下、65歳以上の方は148万円以下なら、課税されません。

ただし、以下の場合は申告が必要になりますのでご注意ください。

- (1)秋に年金機構等から送付された「扶養親族等申告書」に扶養親族、障がい者、寡婦または寡夫の記載をしなかった場合、又は申告書を提出しなかった場合
- (2)医療費控除・生命保険料控除・地震保険料控除・社会保険料控除(年金天引以外)・雑損控除・寄付金控除等の所得控除を受ける場合および扶養控除・障がい者控除・寡婦寡夫控除の変更がある場合
- (3)上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除など、確定申告書の提出が控除適用の要件となっている控除を受ける場合

※申告をしないと、所得税・町県民税の税額計算に反映されません。

▶問い合わせ先=税務課 住民税係 ☎(56)9122

平成27年度から「前納報奨金」が廃止になります。

この制度は、税収の早期確保などを目的に創設されたものですが、一括納付したくても資力の無い方や町県民税の特別徴収者には適用されないこと等、不公平感が生じていることから、すでに多くの自治体からこの制度が廃止、又は今後廃止されます。

このような状況を踏まえ、本町におきましても、平成27年度から前納報奨金を廃止することにしました。

なお、平成25年度と同様に、平成26年度も2分の1の交付は続きます。

今後も全期前納(一括納付)による、早期納税にご協力をお願いいたします。

▶問い合わせ先=税務課 納税係 ☎(56)9121